

# 品川区立大井林町高齢者住宅運営審査会の組織および運営に関する要綱

制定 平成24年 1月 4日 区長決定

平成24年 1月 要綱第6号

改正 平成27年 3月31日 区長決定

平成27年 4月 要綱第169号

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、品川区立大井林町高齢者住宅条例施行規則（平成23年品川区規則第34号。以下「規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、品川区立大井林町高齢者住宅運営審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。

- (1) 申請者の入居要件の適否に関すること。
- (2) 抽選の方法および結果に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めること。

## (組 織)

第3条 審査会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉計画課長
- (3) 高齢者福祉課長
- (4) 高齢者地域支援課長
- (5) 品川区立大井林町高齢者住宅の指定管理者の代表者
- (6) 品川区民生委員協議会会長

2 審査会は、福祉部長が召集し主宰する。

## (庶 務)

第4条 審査会の庶務は、福祉部高齢者地域支援課において処理する。

## (委 任)

第5条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

## 付則

この要綱は、平成24年 1月 4日から適用する。

## 付則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。